

第6節 中国経済産業局	574
1. 主な動き（総論）	574
1. 1. 管内の経済状況	574
2. 主な取組	574
2. 1. 中国地方産業競争力協議会	574
2. 2. 「中国経済産業局の取組 2015」	574
総務企画部	574
1. 一般管理・企画調整	574
1. 1. 施策に係る企画調整	574
1. 2. 広報	574
1. 3. 情報公開	574
2. 統計調査	575
3. 電気事業制度の適正な運用	577
地域経済部	575
1. 地域経済活性化	575
1. 1. 産業クラスター活動	575
1. 2. 産学官連携の推進	575
2. 産業人材	576
2. 1. 産業人材の育成・確保	576
2. 2. 企業の雇用確保・維持の支援	576
3. 研究開発・技術振興	576
3. 1. 技術開発の支援	576
3. 2. 知的財産戦略の推進	576
4. 情報産業の振興	577
4. 1. 地域ITベンダのIT供給力強化及び中小企業のIT利活用による競争力強化	577
産業部	577
1. 産業振興	577
1. 1. 地域の産業集積活性化支援	577
1. 2. 公営競技の活性化	577
2. 通商・国際化	578
2. 1. 海外販路の開拓支援	578
2. 2. 貿易管理体制の構築支援	578
3. 中小企業	578
3. 1. 中小企業支援体制の構築	578
3. 2. 下請取引の適正化及び官公需確保対策	579
3. 3. 消費税転嫁対策	579
4. 新規事業育成	579
4. 1. 農商工連携	579
4. 2. 地域資源活用事業への支援	580
4. 3. 新連携事業への支援	580

4. 4. 創業・ベンチャー企業、新事業支援	580
5. 流通・商業	580
5. 1. サービス産業の振興	580
5. 2. 商業・流通の活性化	581
5. 3. コンテンツ・デザインの活性化	581
6. 消費者保護	581
6. 1. 消費者取引の安全確保	581
6. 2. 製品安全の確保向上	582
7. アルコール	582
7. 1. 「アルコール事業法」に基づく事業許可申請等	582
資源エネルギー環境部	582
1. 電気・ガス	582
1. 1. 電源地域の振興	582
1. 2. 電気事業制度の適正な運用	582
1. 3. ガス事業に関する取組	582
2. 省エネルギー・新エネルギー	583
2. 1. エネルギー広報	583
2. 2. 省エネルギー対策の取組	583
2. 3. コンビナートの競争力強化に向けた取組	584
2. 4. 新エネルギー対策の取組	584
3. 資源・燃料	585
3. 1. 鉱業・採石業に関する取組	585
3. 2. 石油業に関する取組	585
4. 環境・リサイクル	585
4. 1. 環境ビジネスの振興	585
4. 2. 3Rの推進	585

第6節 中国経済産業局

1. 主な動き（総論）

1. 1. 管内の経済状況

2015年度の中国地域経済は、雇用は、有効求人倍率が1.42（年度平均）と全国平均（1.23）を上回った。生産は、国内の重機需要の一巡や中国向けで大幅需要減退のあった、はん用・生産用・業務用機械、工場改修に伴い生産を一時停止した電子部品・デバイスなどが低下したものの、円安や環境規制、船体構造規制前の駆け込み需要のあった船舶、活発な海外需要に牽引されて自動車の生産が増加した輸送機械、一部事業所が能力増強を行った化学などが上昇し、鉱工業生産指数は98.1（年度平均）となり、前年度比0.1%の上昇だった。個人消費は、4月の軽自動車税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や新型車効果の剥落により自動車販売が低調だった。一方、リニューアル効果や相場高の精肉や油、惣菜などの飲食料品をはじめ、化粧品や高級時計などが好調に推移し、4Kテレビ、大型白物家電などの高機能・高付加価値商品にも良い動きが見られたことから、百貨店、スーパー、家電大型専門店等の6業態は総じて好調に推移し、前年度比3.8%の増加となった。

このように全体としては、持ち直しの動きで推移した。

2. 主な取組

2. 1. 中国地方産業競争力協議会

「日本再興戦略」において、各地に地方産業競争力協議会の設置が位置付けられ、地域の産業競争力強化に向けた戦略等を定めることとなった。これを受け、中国地方では国と地方の協力により、2013年11月に中国地方産業競争力協議会を設置し、2回の協議会の開催を経て2014年4月に中国地方地域戦略を策定した。

2015年度においては、幹事会を1回開催し、戦略のフォローアップを行った。

2. 2. 「中国経済産業局の取組 2015」

中国地方産業競争力協議会において策定された中国地方地域戦略を確実に実行するため、2015年度の行動計画として「中国経済産業局の取組 2015」を策定し、地域の活性化に取り組んだ。

総務企画部

1. 一般管理・企画調整

1. 1. 施策に係る企画調整

中国地域経済の活性化に向けて、他省庁や地方自治体等との連携・協働に取り組んだ。代表的な取組は以下の通り。

（ア）中山間地域における地域産業の活性化の推進

島根県松江市と協力し、中山間地域における食分野の地域資源発掘から商品開発やブランド化までを担う次世代の担い手人材育成研修を、2016年2月に島根県松江市で開催した。

（イ）内閣府中国圏地方連絡室

2015年7月に地方連絡室員会議を実施し、内閣府と地方局でお互いの施策説明及び意見交換を行った。会議では、特に地方創生の支援に向けた取組について重点的に議論を行った。

（ウ）地域パートナー、縁パートナー制度

中国経済産業局では中国地域における革新的取組を総合的に支援するため、地域パートナーシップ制度を設置しており、中国地域の5県にそれぞれ約5名の担当職員を置いている。また、市町村と中国経済産業局職員が「顔の見える関係」を築くために2016年2月、縁パートナー制度を創設。市町村からの相談や施策紹介の窓口となっている。

2015年度は、中国経済産業局の電子広報誌「旬レポ中国地域」において各県地域パートナーが地域のイベントや新しい取組等の情報提供を行った。

1. 2. 広報

中国経済産業局ウェブサイトや電子広報誌「旬レポ中国地域」（毎月発行）、及びメールマガジン「METIC HUGOKU TIMES」（年間46回発信）やSNS（ツイッター）など広報ツールの特性を活かしたタイムリーな情報提供を行った。

また、中国経済産業局の施策等の情報発信のため、局長プレス懇談会を10回開催したほか、プレスへの情報提供を随時行った。

1. 3. 情報公開

中国経済産業局の保有する情報の公開に関する業務を行った。2015年度は、22件の行政文書開示請求受け付け及び開示決定を行った。

2. 統計調査

生産動態統計調査、商業動態統計調査、企業ヒアリング、各種統計指標等を基に以下の資料を取りまとめ公表した。

- ・中国地域鉱工業生産・出荷・在庫指数（毎月）
- ・中国地域百貨店・スーパー販売動向（毎月）
- ・中国地域専門量販店販売動向（毎月）
- ・中国地域の経済動向（毎月）
- ・地域経済産業調査（年4回）

3. 電気事業制度の適正な運用

電気事業の運営の適正化、合理化を図るため、「電気事業法」に基づき、一般電気事業者に対して供給サービスに関する監査及び託送供給等に伴う禁止行為に関する監査を中国電力株式会社3営業所（岡山、倉敷、広島）で実施した。

重点事項として、託送供給体制に関する調査を実施した。本事業は2015年9月より資源エネルギー環境部から総務企画部へ業務移管を行った。

地域経済部

1. 地域経済活性化

1. 1. 産業クラスター活動

（ア）「自動車分野」

「新分野進出支援事業」を活用し、自動車メーカーの技術ニーズと部品サプライヤーの技術シーズのマッチングの場の提供として、自動車メーカーによる技術ニーズ発信会及び自動車メーカー向けの技術シーズ提案会、自動車メーカー向け技術プレゼンテーション&サンプル展示会を実施した。また、地域の自動車産業の研究開発レベルの向上に向け、技術ニーズに対する対応策の検討や、企業と大学の研究者等の情報共有を図る場として「先進的次世代自動車技術研究会」を設置し、部品メーカーや産業支援機関等から提供された6つのテーマを取り上げ、支援を行った。

（イ）「航空機分野」

「新分野進出支援事業」を活用し、「しまね特殊鋼産業クラスター」による航空機ビジネス拡大プロジェクトを支援した。

具体的には、プロジェクトマネージャー、コーディネーター、アドバイザーを配し、「SUSANO O会議」で活動方針を決定し、日本ガスタービン学会及び東京エアロス

ペースシンポジウムへの出展等を通じて、取り組みのPRをするとともに販路拡大を行った。

（ウ）「医療機器分野」

「新分野進出支援事業」を活用し、2013年度に設立した「中国地域医療機器関連参入フォーラム(医の芽ネット)」を基盤に、将来的な中核的企業群の創出・育成等を図る「ネットワーク形成支援型事業」として、医療機器メーカーとのマッチング事業、医療機器関連学会等への出展、薬事専門家による勉強会、薬事相談会、個別研究会などを実施した。また、個別企業を対象に重点的な開発・事業化支援を行う「個別プロジェクト支援型事業」として、自動車部品メーカーに対し、同社の精密加工技術を活用した医療用器具などの開発・事業化の取組を支援するとともに市場動向調査、器具の解析支援、海外展開に向けたサポートやユーザー企業等への販路開拓支援を実施した。

（エ）次世代グリーンデバイス関連産業創出事業

2015年度は、フレキシブル・エレクトロニクス分野、有機EL・無機EL照明分野、次世代パワーエレクトロニクス分野を、再生可能エネルギーの発電効率向上や省エネルギーの促進などに貢献する電子デバイス、すなわち「次世代グリーンデバイス分野」と定義し、同分野でのクラスター形成に向けて、中国地域の電気・電子、塗布・印刷技術、部素材等の中堅・中小企業の強みを活かしたアプリケーションの絞り込みと開発チェーンの構築、研究・技術開発の促進など、事業化に向けた取組を展開した。

具体的な取組としては、研究会やワーキンググループ会議を実施し、また、シーズを中国地域のみならず近畿及び九州エリアからも募集し、ニーズ・シーズ発信会を開催した。

さらに、3分野をクラスター・マネージャーのもと有機的に連携させ、相互的に必要な材料及びプロセス技術について重点研究開発テーマとして設定させるため、総合戦略会議を開催した。

1. 2. 産学官連携の推進

2002年に開催された「中国地域産学官連携サミット」において、「中国地域発展のための産学官連携マスタープラン（2002～2004年度）」を採択し、そのマスタープランを推進する産学官協働組織として「中国地域産学官コラボレーション会議」を立ち上げ、以降、同会議を母体に産学

官連携活動の推進に取り組んでいる。

2015 年 7 月に、約 260 名の産学金官連携活動を推進する関係者が参加して、「地域イノベーション創出 2015in ひろしま」を開催した。外部有識者による基調講演のほか、中国地域の産・学・官の代表者による取組事例の紹介等を行い、地域イノベーション創出や産学金官連携に向けた情報交換等を行った。

2. 産業人材

2. 1. 産業人材の育成・確保

国民生活のレベルを保ち、日本経済が今後も持続的に成長していくためには、労働生産性を向上させることが喫緊の課題となっていた。中でも「人」そのもののイノベーションは企業・経済活動を支える重要な構成要素のひとつであり、産業人材育成の仕組みとして以下のような事業を実施した。

(ア) 社会人基礎力育成グランプリ

社会人基礎力育成の普及啓発を目的とした「社会人基礎力育成グランプリ」の中国地域各大学への広報等を行った。

(イ) 社会人基礎力育成研修会

社会人基礎力を用いた実践的な人材育成手法等について理解を深め、産業界ニーズに対応した若者のキャリアアップ・人材育成に取り組む関係者等が研鑽を重ねることを目的として「社会人基礎力育成研修会／中国・四国圏域インターンシップフォーラム」を開催し、大学、企業代表者、行政等多数の関係者が参加した。

(ウ) キャリア教育アワード

企業等による優れた教育活動の成果を広く社会で共有し、活動を更に促進することを目的として優れた取組を行っている団体を表彰する「キャリア教育アワード」について、管内企業への広報、案件発掘（全国で 12 件表彰）を行った。うち管内からは 1 件表彰された。

(エ) ダイバーシティ経営企業 100 選

人口減少・少子高齢化が進展し、労働人口の減少が懸念される中、女性や高齢者等の多様な人材の能力を引き出し、企業等の競争力強化につなげていく経営（ダイバーシティ経営）の推進を目的として優れた取り組みを行っている企業等を表彰する「ダイバーシティ経営企業 100 選」について、管内企業等への広報、案件発掘（全国で 34 社表彰）を行った。うち管内からは 1 社表彰された。

(オ) 地域企業人材育成事業

「地域人材コーディネーター」を中心とした地域の複数の中小企業間での出向・他社での OJT 研修、OFF-JT 研修による人材育成の実証を行うことで、未来の地域産業を支える人材を共同で育成する仕組みを構築することを目的としており、管内では広島県安芸高田市での取組を支援した。

2. 2. 企業の雇用確保・維持の支援

地域経済の活性化、人口減対策のため、新卒者等の地域内就職、定着を促進するため各県に設置された「新卒者就職応援本部」への参画や経済団体等への採用要請などを行った。

また、「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」について実施機関と連携し、地域の中小企業・小規模事業者と大学等との顔の見える関係作りからマッチング、人材育成・定着までを一貫して支援した。

3. 研究開発・技術振興

3. 1. 技術開発の支援

(ア) 中国地域産業技術連携推進会議

中国地域の産業技術力の向上を図るため、国立研究開発法人産業技術総合研究所中国センター、中国地域公設試験研究機関等が参加する中国地域産業技術連携推進会議を開催し意見交換等を行った。

(イ) 戦略的基盤技術高度化支援事業

我が国製造業の国際競争力強化と新たな事業の創出を目的として、中小企業のものづくり基盤技術（情報処理、精密加工等 12 分野）の高度化を図るため、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定を受けた中小企業者を含む共同研究体で取り組む革新的、かつハイリスクな研究開発事業 26 件（継続 15 件、新規 11 件）に対し、支援を行った。

3. 2. 知的財産戦略の推進

中国地域における大企業と中小・ベンチャー企業の知財に係る格差（デバイド）解消を目的として、2005 年に「中国地域知的財産戦略本部」を設置、2015 年 7 月に「第 11 回中国地域知的財産戦略本部会議」を開催し、「中国地域知的財産推進行動計画平成 27 年度年度事業計画」の策定

を行った。

この事業計画に基づき、中小企業等を対象とした各自治体連携の知財セミナーや知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）等による普及啓発、2011 年 4 月より各県に設置した「知財総合支援窓口」等において、様々な支援を行い、地域企業等の知財レベルの向上を図った。

（ア）相談・指導の取組

中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動を円滑にできる体制を整備、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産マインドの発掘や特許情報等の提供・活用を行うための窓口として、2011 年 4 月より中国地域 5 県に「知財総合支援窓口」を設置している。

専門の人材を配置して、中小企業等が抱える知的財産に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行うことによって、より多くの中小企業等の知的財産活用（知的財産の重要性への“気づき”も含む）・事業化促進につなげ、地域の活性化、ひいては我が国産業の国際競争力の強化を図ることを目的とし、2015 年度は、7,390 件の支援実績となった。

4. 情報産業の振興

4. 1. 地域 IT ベンダの IT 供給力強化及び中小企業の IT 利活用による競争力強化

島根県を中心に技術集積のある日本発のオープンソースプログラミング言語 Ruby について、開発供給拠点の形成と中国地域 IT ベンダ等の Ruby による IT 供給力強化を図ることを目的に活動する「ちゅうごく地域 Ruby ビジネスフォーラム」では、Ruby ビジネスの更なる普及に向け、Ruby および組込みシステム用に開発された軽量 Ruby（mruby）を活用するための導入編パンフレットを作成し、ネットワークの拡大や情報発信等を実施した。

また、成長産業分野への参入を目指し立ち上げた「ちゅうごく地域組込みシステムフォーラム」では、組込みシステム開発企業向けに、技術ノウハウをはじめとした秘密情報管理の重要性を認識してもらうためのパンフレットを作成し、最新の組込みビジネスの動向と共に周知するセミナー等を実施した。

さらに、中国地域中小企業と IT ベンダ等との連携によ

る競争力強化や新ビジネス創出等を図るためのコミュニティとして立ち上げた「ちゅうごく地域クラウドビジネス推進ネットワーク（CCBNET.）」では、IoT（Internet of Things）時代における IT 活用について、実際のビジネス事例を紹介しつつ、既存ビジネスの強化による利益の拡大や、新事業への進出による新たな価値の創出について考えるセミナー等を実施した。

産業部

1. 産業振興

1. 1. 地域の産業集積活性化支援

（ア）国内企業立地の促進

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）」により各県が策定した「基本計画」の集積区域内における産業集積の形成・活性化のための基盤として活用され、我が国産業の国際競争力強化及び地域経済の活性化に資すると認められる施設又は機器の整備に対して、2015 年度は補助事業件数 4 件、補助金総額約 6,657 万円の支援を行った。

（イ）対日投資の促進

中国地域への外国企業誘致促進のため、中国地域 5 県及び政令市等、対日投資促進機関からなる「中国地域対日投資促進協議会」を開催し、対日直接投資の促進に係る取組の紹介を行ったほか、各機関の取組及びトピックスについて情報交換を行った。また、「JAPAN CHUGOKU REGION 2015」を作成し、パンフレットとウェブサイトを活用した PR を行った。

（ウ）立地動向調査の実施

「工場立地法」に基づき、工場等を建設する目的で 1,000 ㎡以上の用地を取得したものを対象に、工場立地動向調査を実施した。

なお、2015 年の中国地域の立地件数は 69 件、敷地面積は 106.1ha で、立地件数および敷地面積は対前年比減少となった。

（エ）工業用水道事業の適切な事業運営の推進

中国地域における工業用水の実態を把握するとともに、工業用水道事業者に対し、補助金で取得した施設の財産処分手続など、適正な事業運営に係る指導を行った。

1. 2. 公営競技の活性化

(ア)「自転車競技法」の施行

中国地域には、玉野競輪場（岡山県玉野市）、広島競輪場（広島市）、防府競輪場（山口県防府市）の3場が開設されている。

2015年度における中国地域3場の車券売上額合計は約392億円（対前年度比137.5%）、入場者数は約12.3万人（前年度比97.3%）であった。

(イ)「小型自動車競走法」の施行

中国地域には、山口県山陽小野田市に山陽オートレース場が開設されている。

2015年度における車券売上額は約65億円（対前年度比94.4%）、入場者数は約6.6万人（対前年度比92.4%）であった。

2. 通商・国際化

2. 1. 海外販路の開拓支援

(ア) 海外展開に意欲ある中小企業への支援

2015年度は、JAPANブランド育成支援事業と5件、地域ネットワーク活用海外展開支援事業1件を採択し、海外販路開拓への取組を支援した。

独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部とともに海外ビジネス戦略推進支援事業採択企業（4件）を重点的に支援した。

さらに、「中国地域海外展開支援施策ガイド 2015」を作成し、関係機関やセミナー等で配布した。

(イ) 海外販路開拓事業の実施

中国地域産品の海外販路拡大支援事業として、イギリスにおいて、現地バイヤーとのビジネスミーティングを開催し、現地における販路開拓を支援した。（2015年11月）

(ウ) 国際関係機関等とのネットワークの強化

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人国際協力機構（JICA）、地域金融機関等と連携し、セミナーを11回開催した。

2. 2. 貿易管理体制の構築支援

対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とし、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」、

「関税暫定措置法」等貿易関係法に基づき、許可・承認を行うとともに、企業の貿易管理体制の構築を支援した。

なお、輸出許可・役務取引許可は、53件の許可を行った。

また、輸出者・大学等の安全保障貿易管理体制の構築を支援するため、「安全保障貿易管理説明会」を計5回開催した。その他、環境省と連携し「バーゼル法等説明会」を開催した。

3. 中小企業

3. 1. 中小企業支援体制の構築

景気は緩やかな回復基調が続き、企業収益は過去最高水準となったものの、海外経済の減速や人手不足感が高まるなど、中小企業・小規模事業者は依然として厳しい経営環境に置かれている。地域経済の中核を担う中小企業に経済の好循環を実現するため、中小企業の経営安定化を図る観点で以下の支援を行った。

(ア) 経営革新等支援機関

中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、2012年8月に施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関の認定を行った。中国地域の認定数は1,320機関となった。

(イ) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業・小規模事業者の起業・成長・安定の各段階の課題やニーズに応じたきめ細やかな対応を行うため、経営支援体制の強化を図る必要から、1.既存の支援体制では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的経営アドバイス」、2.事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、3.「的確な支援機関等の紹介」等の機能を持つ常設の「よろず支援拠点」を2014年6月に各県に設置した。2015年度の相談件数は20,492件であった。

また、中国地域の各県財団、商工団体及び金融機関等、地域の支援機関等による中小企業支援の連携体である「地域プラットフォーム」やITクラウドを活用した中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じるなどして、中小企業の課題解決のために専門家を派遣を実施した。

(ウ) 中小企業再生支援協議会事業

中国地域5県に中小企業再生支援協議会を置き、企業再生及び事業引継ぎに向けた課題解決などのアドバイスや、

専門家による事業・財務両面の詳細な調査に基づく再生計画の策定支援等を行った。

2015 年度においては、135 件の相談を受け、100 件の具体的な再生計画策定支援を行った。

また、2014 年 2 月の岡山県、4 月の広島県に続き、2015 年 5 月に鳥取県、6 月に山口県、7 月に島根県に事業引継ぎ支援センターを設置した。2015 年度においては 480 件の相談対応を受け、27 件の事業引継ぎを成約させた。

(エ) 中小企業金融対策

中小企業の経営安定化に資するため、セーフティネット保証、セーフティネット貸付の普及を図るとともに、資金繰り等に困っている中小企業向けの相談窓口として中小企業電話相談ナビダイヤル等の相談対応などの支援を行った。2015 年度の相談件数は 4 件となった。

また、中小企業の資金繰り支援に万全を期すため、中小企業金融に関する企業ヒアリングや金融機関及び商工団体等を一堂に会した中小企業融資動向に関する情報交換会を行い、関係機関連携の下、中小企業資金繰り支援体制の整備を図った。

(オ) 信用補完制度の適正かつ円滑な運用

中小企業の信用力の不足を補い金融の円滑化を図る機能を果たす信用保証協会に関しては、報告書類、ヒアリング等を通じて状況を把握するとともに、経営基盤強化を目的として補助金を交付した。また、協会の財務運営や保証業務が適切に行われているか、2015 年度は前年に引き続きガバナンス機能が適切に働いているかという点に重点において立入検査を行い、業務改善等の指導を行った。

(カ) 相談対応

中小企業が抱える様々な課題に対して、総合的に相談を受けることができる中小企業電話相談ナビダイヤルにより中小企業からの相談に対応した。相談件数は資金繰りに関する相談、経営全般に関する相談などを始めとして 59 件であった。

3. 2. 下請取引の適正化及び官公需確保対策

原材料やエネルギーコスト上昇の影響、親企業からの買いたたきや過剰な値下げ要請など、しわ寄せが及びやすい下請中小企業の利益を守る観点で、親企業に対する立入検査・指導を行うとともに、下請取引の一層の適正化を推進するため中国地域 5 県で講習会を開催し普及啓発を行っ

た。

(ア) 「下請代金支払遅延等防止法」に基づく立入検査等
書面調査において違反のおそれがある親企業 50 社に対し立入検査を実施し、そのうち 45 社に対し、延べ 140 件の違反事項について書面による改善指導を行った。また、違反行為を行った親企業に対し、減額した下請代金等の合計約 580 万円を下請中小企業に支払うよう指導した。

(イ) 中小企業の官公需受注機会の確保対策

中国地域 5 県で官公需確保対策地方推進協議会を開催し、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針（閣議決定）」の普及啓発を行ったほか、官公需適格組合の証明を行うなど中小企業の受注機会の増大に努めた。なお、2015 年度末の官公需適格組合数は 31 組合となっている。

3. 3. 消費税転嫁対策

2014 年 4 月の消費税率の引き上げ後、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策室において、消費税転嫁対策特別措置法に基づき 15 件の立入検査を行った。

また、業界団体や商工会議所・商工会等の窓口を訪問し、転嫁対策の周知及び相談状況の把握を行った。

4. 新規事業育成

4. 1. 農商工連携

(ア) 農商工等連携事業への支援

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を支援するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」の支援制度について、支援機関等に対して普及・啓発を図るとともに、同法に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を 4 件行った。2015 年度末の累計認定件数は 49 件となった。

また、農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者等が当該計画に従って行う「事業化・市場化」の取組を支援するため 3 件（補助金 5 百万円）の補助を行った。

(イ) 植物工場の普及促進

気候や天候に左右されず農産物を計画的かつ安定的に生産・供給でき、地域経済の活性化としても期待されている植物工場ビジネスについて、2009～2011 年度にかけて

設置した「中国地域植物工場みらいフォーラム」の参加機関（100 者以上）を対象に、植物工場に関するイベントや支援情報などの情報発信を行った。

4. 2. 地域資源活用事業への支援

地域資源を活用して新商品の開発等に取り組む中小企業に対して総合的に支援するため、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）」の支援制度について、支援機関等に対して普及・啓発を図るとともに、同法に基づく「地域資源活用事業計画」の認定を 8 件行った。これにより、2015 年度末の累計認定件数は 109 件となった。

また、地域資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者が当該計画に従って行う「売れる商品づくり」の取組を支援するため、8 件（補助金 19 百万円）の補助を行った。

4. 3. 新連携事業への支援

事業分野を異にする複数の中小企業が有機的に連携し、その経営資源を組み合わせる新事業活動を支援するため、「異分野連携新事業分野開拓（新連携）」に関する支援制度について、支援機関等に対して普及・啓発を図るとともに、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」に基づく「新連携事業計画」の認定を 6 件行った。これにより 2015 年度末の累計認定件数は 85 件となった。

また、新連携事業計画の認定を受けた中小企業者等が当該計画に従って行う「事業化・市場化」の取組を支援するため 20 件（補助金 103 百万円）の補助を行った。

また、同じく新連携事業計画の認定を受けた中小企業者等が当該計画に従って行う、産学官で連携しサービスモデルの開発等を行う取組を支援するため 1 件（補助金 21 百万円）の補助を行った。

4. 4. 創業・ベンチャー企業、新事業支援

（ア）市町村の創業支援事業への支援

地域の創業を促進させるため、2015 年 1 月に施行された「産業競争力強化法」に関する創業支援制度について、地方自治体等に普及・啓発を図るとともに、市町村が民間事業者（創業支援事業者）と連携して創業支援を行う取組（創業支援事業計画）に対し、同法に基づく認定を 44 件

行った。これにより、2015 年度末の累計認定市町村数は 51 市 33 町 2 村となった。

（イ）エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制）によるベンチャー企業支援

創業者やベンチャー企業の資金調達を支援するため、ベンチャー企業に投資を行った個人投資家に対して所得減税を行うエンジェル税制について、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、その利用促進を図るため、商工団体等の支援機関への制度周知やイベント等でパンフレットを配布し、制度の普及・啓発を図った。

5. 流通・商業

5. 1. サービス産業の振興

（ア）サービス産業のイノベーション・付加価値向上の推進

多岐にわたる業種の多種多様なサービスを共通の尺度で評価し、優れたサービスを表彰するため、サービス生産性協議会が創設した「日本サービス大賞」の積極的な周知を行い、1 社が SPRING 賞（特別賞）を受賞した。また、大学等が、産業界と連携し、サービス産業の次代の経営者やマネジメント人材を目指す学生や社会人を対象とした実践的かつ専門性を有する教育プログラムの開発、及び実証を行う取組について「サービス経営人材育成事業」を通じて 1 大学を支援した。

（イ）ヘルスケア産業の振興

ヘルスケア産業に係る政府の動きを地域で共有し、地域での施策の展開を促進するために、自治体等をメンバーとした「次世代ヘルスケア産業 中国地域連絡会議」を開催した。また、地域課題やそれらを解決するビジネスの創出拠点となる「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置促進を働きかけ、中国地域では鳥取県、島根県、広島県に設置された。

（ウ）集客・交流分野の振興

訪日外国人旅行客の更なる増加に対応するため、中国運輸局と中国地域へのインバウンド誘客の拡大、あるいはインバウンド消費の拡大を目指す企業・団体等の活動を支援することを目的として、「中国地域インバウンド消費拡大支援連絡会議」を設置（2016 年 2 月）し、連絡会議を 2 回（2016 年 2 月、3 月）開催した。また、中国経済産業局ホームページ上に 2007 年度に開設した「産業観光マッ

プ」の更新など、利便の向上を図った。

(エ) PFI／PPPの推進

PFIを始めとする民間の資金・ノウハウを活用した質の高い低コストの公共サービスを提供するPPP(官民連携)を推進し、行財政の効率化と地域経済の活性化を図ることを目的として、民間事業者、自治体等を対象に、ちゅうごくPFI／PPP推進会議等との共催により、「PFI／PPPセミナー」を1回開催した。

5. 2. 商業・流通の活性化

(ア) 地域商店街の振興

商店街等における地域コミュニティの形成、商店街等の新陳代謝を図る取組、商店街等の魅力創造に向けた取組について、「地域商業自立促進事業」を通じて、13件53百万円の補助を行った。

(イ) 中心市街地の活性化支援

「中心市街地の活性化に関する法律(中心市街地活性化法)」に基づく基本計画の認定に向けて取り組んでいる地域に対して、計画策定に対する助言等の支援を行った。2015年度までの中国地域における認定状況は計13地域である。

中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき実施する商業施設等の整備事業及び商業等の活性化に寄与する事業について、「中心市街地再興戦略事業」を通じて、19件54百万円の補助を行った。

(ウ) 「大規模小売店舗立地法」の円滑運用

「大規模小売店舗立地法」の円滑な運用を図るべく、相談業務や届出状況の取りまとめを行うとともに、大規模小売店舗立地法都道府県等連絡会議(中国・四国ブロック)を四国経済産業局と共催で実施した。

(エ) 物流効率化の推進

中国地域において、経済活動を支える円滑かつ効率的な物流ネットワークの構築が急務となっていることから、国際物流の在り方を戦略的に検討し、具体的な展開を図るため、「中国地方国際物流戦略チーム」が設置されている。中国経済連合会、中国地方整備局、中国運輸局など関係機関と協力し、部会における検討に参加した。

5. 3. コンテンツ・デザインの活性化

(ア) コンテンツ産業の活性化

コンテンツの海外展開支援として、コンテンツのローカライズを支援する「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金(J-LOP+)」について中国総合通信局と説明会を共催し、中国地方から3件の交付につなげ、コンテンツによる地域製造業の海外展開を支援した。

また、映画に関する地方ロケの推進のため、関係者を集めた会議に出席した。

(イ) デザインの振興

地域におけるデザインやブランディングの振興を目的に、高い品質を誇る日本の伝統的工芸品・工業製品の“いいもの”に“カワイイ”の特性を取り入れた「カワイイモノ」を、メーカーとクリエイターが共同で思考・発信する研究会において、セミナーを4回、研究会を3回、ワークショップを5回、モニター調査を3回、展示会を1回実施した。

デザインに関する各種講演やイベントの講演を行ったほか、広島地域におけるデザイン振興のため、地域における関係者が集まる会議に3回出席した。

6. 消費者保護

6. 1. 消費者取引の安全確保

(ア) 割賦販売法の執行

割賦販売法に基づき、消費者保護の観点から法令遵守状況を確認するため、登録包括信用購入あっせん業者及び登録個別信用購入あっせん業者に対して立入検査を実施した(包括:5社、個別:2社)。また、法令違反の疑いがある事案が発生した場合には、当該事業者に対して報告徴収を行い、原因究明や再発防止策について確認・指導を行った(6事案)。

前払式特定取引業者(友の会・互助会)に対しては、財務体質の健全化等の指導・改善を図るため、立入検査を実施した(8社)。

(イ) 特定商取引に関する法律の執行

消費者取引の適正化を図るため、「特定商取引に関する法律」の対象となる訪問販売業者等(訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入)のうち、法令に違反する疑いのある事業者に対し調査を行い、当該違反が認められた事業者に対して行政処分を行った(2件)。

また、「特定商取引に関する法律」の円滑かつ機動的な執行による消費者被害の未然防止、被害の拡大防止を目的とした「消費者被害情報連絡会」を開催し、地方自治体及び県警との情報交換及び連携体制の強化を図った。

（ウ）消費者相談への対応

訪問販売、通信販売など多様化・複雑化する消費者取引でのトラブルに係る相談に迅速かつ的確に対応（消費者相談件数 439 件）するとともに、新入社員研修講座等（2 件）において消費者被害防止に関する各種関連情報を提供した。

6. 2. 製品安全の確保向上

（ア）製品安全関係法令の周知徹底・製品の事故防止情報の発信

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）中国支所等と連携し、セミナーでの講演やパネル展示などにより、経年劣化による事故事例や長期使用製品安全点検表示制度を紹介し、製品安全に関する制度の周知・啓発を行った（講演等 10 件、パネル展示 2 件）。

また、中国地域 5 県の事業者等を対象に、「電気用品安全法セミナー」を開催し、法の周知を図った。

（イ）製品安全関係法令の遵守徹底

技術基準不適合などの法令違反の事業者に対しては、法令遵守の徹底について文書による注意を行った（3 件）。

7. アルコール

7. 1. 「アルコール事業法」に基づく事業許可申請等

アルコール事業法では、アルコールの製造、輸入、販売及び使用に対する許可制を採用しており、2015 年度末現在の許可事業者は、製造 1 者、販売 60 者、使用 392 者で計 453 者となっており、販売事業者及び許可使用者等に対し必要に応じて、立入検査を実施した。2015 年度の立入検査数は、121 件であった。

また、許可事業者に義務付けられている業務報告書について、476 件の提出を受け、企業への指導、書類検査を行った。

資源エネルギー環境部

1. 電気・ガス

1. 1. 電源地域の振興

電源三法交付金の活用や関係機関と密接な連携を図ることにより、電源開発の推進を図った。また、以下の交付金事業等を通じて、電源地域の振興を支援した。

（ア）電源立地地域対策交付金事業

電源地域の振興のため発電用施設の所在・隣接市町村及び当該県が行う公共用施設の整備、地域活性化等に係る事業に対し、2015 年度 123 件、45 億円を交付した。

（イ）広報・調査等交付金事業

発電施設見学会、ポスター・チラシ等を用いた住民への広報活動、その他情報収集・国内調査等に係る事業に対し、2015 年度島根県及び山口県に対して合計 55 百万円の交付金を交付した。

1. 2. 電気事業制度の適正な運用

（ア）電気事業法に基づく届出等

電気事業法に基づく「電気工作物変更届出」、「特定自家用電気工作物設置者及び卸供給事業者の届出」、「特定供給許可」、電気料金等の供給条件に係る「卸供給条件届出」、及び電気関係報告規則に基づく「自家用発電所運転半期報届出」における事務処理を行った。

（イ）計量法立入検査の実施

経済産業大臣が指定し適合ラベルが付された特定計量器を製造する指定製造事業者等に対し、立入検査を実施した。省令で定められた品質確保の適合状況及び法の遵守等について指導を行い、適切に品質が確保されていることを確認した。

（ウ）証明用電気計器の有効期限切れ防止に対する取組

中国地区証明用電気計器対策委員会（構成：県、市、日本電気計器検定所等）に参画し、子メーターの有効期限内の取替えに向け、ホームページ等により普及・啓発を行った。

（エ）電気の供給条件の適正化等に関する業務

電気事業の運営の適正化、合理化を図るため、電気事業法に基づき、一般電気事業者に対して供給サービスに関する監査を中国電力株式会社 4 営業所（米子、松江、隠岐、東岡山）で実施した。特に、監査重点事項として、タイムスイッチ（電磁開閉器付）と計器の接続位置誤りへの対応状況を調査し、適正に処理されていることを確認した。

1. 3. ガス事業に関する取組

(ア) 一般ガス

(A) 許認可等の業務

ガス事業法に基づく一般ガス事業の許認可等の業務を行った。2015 年度は供給区域の変更許可 4 件、供給約款の変更届出 8 件、選択約款の設定・変更届出 37 件であった。

(B) ガスの供給計画

ガス事業法第 25 条の規定に基づき、一般ガス事業者から提出のあったガスの供給計画により、ガスの普及・開発及び設備投資等の計画について把握した。

(C) 収支決算状況

ガス事業会計規則第 14 条の規定に基づき、一般ガス事業者から報告のあった財務諸表により、財務及び収支の決算状況について把握した。

(イ) 簡易ガス事業

(A) 許認可等の業務

ガス事業法に基づく簡易ガス事業の許認可等の業務を行った。2015 年度は事業許可 2 件、供給地点数変更許可 9 件、供給約款の設定及び変更認可・届出 79 件、事業廃止・休止の許可 13 件であった。

(B) 簡易ガス事業立入検査

簡易ガス事業者に対し、立入検査(業務関係)を 2015 年度 20 件実施し、法の遵守について指導を行った。

(ウ) ガス事業監査

ガス事業の運営の適正化、ガス使用者の利益の保護、事業の健全な発達を図るため、「ガス事業法」に基づき、一般ガス事業者及びガス導管事業者に対して、供給サービスに関する監査、財務諸表に関する監査、部門別収支に関する監査、託送供給収支に関する監査、託送供給に伴う禁止行為に関する監査を一般ガス事業者 12 社 14 事業所(鳥取瓦斯株式会社、米子瓦斯株式会社、松江市ガス局、出雲ガス株式会社、浜田ガス株式会社、岡山ガス株式会社、水島瓦斯株式会社、津山瓦斯株式会社、広島ガス株式会社(本社、尾道)、福山瓦斯株式会社、因の島ガス株式会社、山口合同ガス株式会社(本社、宇部)、ガス導管事業者 2 社(瀬戸内パイプライン株式会社、水島エルエヌジー株式会社)で実施した。監査の重点事項として、託送供給収支が 2012 年度ガス事業法の改正により、託送供給により生じた利益の適正性を明確にし、更なる経営効率化や託送供給の公正な運用を促すため、提出様式が変更された。これを

受けてガス会社毎の個別チェックシートを新たに作成して適正に計上され配賦されているか等を確認した。

また、一般社団法人日本ガス協会 中国・四国部会の業務委員会において、施策説明会として監査での気付き事項の説明を行った。

2. 省エネルギー・新エネルギー

2. 1. エネルギー広報

2014 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画をはじめとした今後の我が国のエネルギー政策に関する情報を国民各層に正しく伝え、国民の理解と関心を深めることを目的とし、セミナーを米子市で、トークサロンを出雲市と雲南市で開催した。また、省エネルギーや再生可能エネルギーを含めた総合的なエネルギー広報については、中国経済産業局ホームページの掲載内容の充実を図ることであり、各種エネルギー施策の発信に取り組むとともに、夏季・冬季の節電に係る普及啓発を行った。

2. 2. 省エネルギー対策の取組

(ア) 省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」や同法に基づく手続等について、特定事業者を対象とした説明会を開催した。なお、2016 年 3 月 31 日現在、特定事業者が 689 件、特定連鎖化事業者が 3 件、第一種エネルギー管理指定工場等が 320 件、第二種エネルギー管理指定工場等が 272 件、特定荷主が 30 件指定されている。

また、省エネルギー機器の導入促進のため事業者等に対し、「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」(2015 年度補正予算)などの周知を行った。

(イ) 省エネルギー広報

(A) 夏季・冬季の省エネルギー対策に係る広報

夏季の省エネルギー対策を促進するため、事業者向けに省エネ・節電セミナー(岡山市・広島市)を開催するとともに、自治体・団体・事業者 1,052 機関に対して協力依頼文の送付や、広報誌・ホームページ・メールマガジンへの掲載、合同庁舎内電光掲示板及び広島市デジタルサイネージ(電子掲示板)への表示、マツダスタジアム電光掲示板への表示及びアナウンスによる周知を行った。また、地球温暖化対策に関するイベント(ひろしま温暖化ストップフェア)にブース出

展し、夏季の省エネルギー・節電の呼びかけを行った。

冬季の省エネルギー対策については、自治体・団体・事業者 1,049 機関に対して協力依頼文の送付や、広報誌・ホームページ・メールマガジンへの掲載、合同庁舎内電光掲示板への表示による周知を行った。

(B) 省エネルギー設備導入等促進広報事業

省エネ・節電等の重要性を啓発し、省エネ機器の普及や省エネ行動の促進を図るため、一般消費者向けには、自治体主催のイベント（よなご環境フェスタ、松江市環境フェスティバル、脱・温暖化フェア in ひろしま）や商業施設（岡山市、下関市）に広報ブースを展示した。事業者向けには、企業等のエネルギー管理の責任者を対象とした「平成 27 年度エネルギー使用合理化シンポジウム in 広島」を開催し、我が国のエネルギー政策や省エネ関連の助成策及び省エネ取組事例の紹介などを行った。

(C) 平成 27 年度省エネルギー月間中国地区表彰式

省エネルギーに関して功績が極めて顕著な個人「エネルギー管理功績者」12 名、同事業者等「エネルギー管理優良事業者等」9 事業者に対し中国経済産業局長より表彰を行った。

(ウ) 地球温暖化対策の推進

中国地域における地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、2015 年 9 月に産・学・官・民の関係団体 35 機関で構成される「第 11 回中国地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を開催し、長期エネルギー需給見通しの概要や、COP21 に向けた約束草案の概要について情報提供を行った後、構成機関からの話題提供及び意見交換等を行った。

また、日本国内に温室効果ガス削減効果をもたらす、J-クレジット制度やカーボン・オフセットの一層の普及拡大のため、グリーン貢献量認証制度等基盤整備事業（ソフト支援事業）において、2015 年 9 月に中国四国地方環境事務所との共催で「ちゅうごくカーボン・アクション 2015」（中国地域 J-クレジット制度ネットワーク会議及びカーボン・オフセット マッチングイベント）を開催した。

また、省エネ施策と組み合わせた制度説明会（管内 3 カ所）やイベントへの出展、J-クレジット制度活用の先進地での視察見学会等を開催し、J-クレジット制度活用案件の発掘・支援を行った。

加えて、有識者等による「中国地域 J-クレジット制度

普及対策検討会」を設置し、次年度の J-クレジット制度の普及・活用促進のための効果的な取組について検討を行った。

2. 3. コンビナートの競争力強化に向けた取組

中国地域の基幹産業である各コンビナートの国際競争力強化に向け、「平成 27 年度コンビナートシンポジウム」を開催し、有識者・自治体・企業等関係者の参加により、基調講演やパネルディスカッションを行った。

また、総合特区の法定協議会である「水島コンビナート発展推進協議会」（岡山県）へ参画し、総合特区の取組支援を行うとともに、山口県が設置している「山口県コンビナート連携会議」へ参画し、各コンビナート地域の企業連携による取組支援を行った。

2. 4. 新エネルギー対策の取組

(ア) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定

2012 年 7 月から同法が施行され、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度がスタートした。

2015 年度の設備認定の状況は、下表の通りとなっている。

発電種別の設備認定状況(2016 年 3 月末時点)

太陽光 10kW 未満	太陽光 10kW 以上	風力	水力	バイオマス
70,777	70,490	90	59	24
331,863	5,842,243	104,755	20,705	263,475

上段：設備認定件数（件）、下段：設備認定出力（kW）

※設備認定件数、設備認定出力とも本制度開始後に新たに認定を受けた数字。

(イ) 新エネルギー導入への支援

2012 年 7 月に施行された「再生可能エネルギー固定価格買取制度」により、産業分野を中心に急速に太陽光発電の導入が進む中で、従来の「Sun 2 太陽光ネットワーク会議」については所定の目的は達成されたので、本ネットワークを発展的に解消し、対象を太陽光だけでなく再生可能エネルギー全般や再生可能エネルギーを効率的に利用する「スマートコミュニティ」等にも拡大し、それらの事業化に関心をもつ事業者や自治体、関係省庁をメンバーと

する新たな情報提供、交流の場として 2012 年度に「ちゅうごく再生可能エネルギー等推進ネットワーク」を設立した。

2015 年度には、各種セミナー、再エネコンシェルジュ事業等を活用しての施策や導入事例の情報提供を行った。

（ウ）新たなエネルギー社会システム構築への取組

地域におけるスマートコミュニティの導入を図るため補助事業実施事業者や検討を行う自治体の支援を行った。

また、水素エネルギー普及への理解を深めるため、広島大学、広島市、中国地方総合研究センター等との共催で「水素・次世代エネルギー研究会セミナー」を開催し、約 180 名の参加があった。

（エ）新エネルギーに係る広報

ホームページ・メールマガジンによる新エネルギー導入支援制度や導入事例等の情報発信を行った。

3. 資源・燃料

3. 1. 鉱業・採石業に関する取組

（ア）鉱業出願の適正処理

2015 年度の鉱業出願に係る申請、届出等の件数は 12 件、鉱業出願関係の処理件数は 45 件で、年度末未処理件数は 3,222 件となった。

（イ）鉱業の実施

鉱業の実施に伴う施業案について、2015 年度は採掘施業案の認可を 5 件行った。

（ウ）採石業に関する業務

採石災害防止技術指導実施要領に基づく採石災害の未然防止、地域環境保全及び採取場の効率的開発の現地技術指導を 2015 年度は 1 採取場で実施予定であったが、事業者の都合により中止となった。

3. 2. 石油業に関する取組

（ア）中国地域における石油製品の販売状況

2015 年度の販売数量は、1,839 万 k l で前年度比 13.7% の増加となった。

（イ）「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の施行

（A）登録事務等

給油所の新規・変更登録及び届出等に関する事務を行った。また、給油所における揮発油の分析義務を軽減するための品質維持計画の認定事務を行った。

2015 年度実績は、新規・変更登録件数 88 件、届出件数 208 件、認定（新規、延長）件数 474 件であった。

（B）立入検査

揮発油販売業に係る登録内容等の確認と、揮発油・軽油・灯油の収去・分析による石油製品の品質維持確認のための立入検査を 2015 年度に 40 件実施した。

（ウ）「石油の備蓄の確保等に関する法律」の施行

石油販売業に係る届出書の受理・進達に関する事務を行った。

2015 年度実績は、開始届出件数 17 件、変更届出件数 199 件、廃止届出件数 40 件であった。

（エ）石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付

石油貯蔵施設周辺の地域住民の福祉の向上を図るため、公共施設等の整備に対し、同交付金の交付を行った。2015 年度は、岡山県、広島県、山口県及び島根県の関係市町等が実施する 111 事業へ、総額 5.8 億円を交付した。

4. 環境・リサイクル

4. 1. 環境ビジネスの振興

「中国地域環境ビジネス取組事例集」の作成

中国地域における環境関連技術を有する事業者の技術力・製品情報の収集及びその取組における課題等を把握することで、中国地域の環境関連技術等の特徴を見いだし、今後の環境ビジネスの振興に繋げることを目的として「平成 27 年度中国地域における産業公害防止技術等実態調査」を実施した。またアンケート調査、ヒアリング調査の内容から簡易版（87 事業者）、詳細版（42 事業者）の取組をまとめた「中国地域環境ビジネス取組事例集」を作成し、当局のホームページでも公開した。

4. 2. 3R の推進

（ア）個別リサイクル法の厳正な運用

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の厳正な運用のため、家電量販店やリサイクルショップ等の小売業者 37 店舗に対し立入検査を実施した。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の厳正な運用のため、解体事業者、自動車破砕残渣（ASR）再資源化実施者等 23 事業所に対し立入検査を実施した。

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法

律（小型家電リサイクル法）」の厳正な運用のため、2 認定事業者に対し立入検査を実施した。

（イ）家電リサイクル制度の普及啓発

消費者や小売業者が家電リサイクル制度の仕組みについて理解を深めるため、家電リサイクルプラント見学会の開催や「エコ・イノベーションメッセ 2015in ひろしま」へのブース出展を行った。